



教育と著作権 授業目的公衆送信補 償金制度等

芳賀 高洋

岐阜聖徳学園大学・教育学部

(著作物の教育利用に関する関係者フォー
ラム専門委員・初中等WG幹事)

教育と著作権に関する資料

(一社) 授業目的公衆送信補償金等管理協会

<https://sartras.or.jp/entrance/>

文化庁・SARTRAS主催

第2回授業目的公衆送信補償金制度等説明会ビデオ

<https://youtu.be/ywDciiBWVYE>

<初中等学校向け>

<https://youtu.be/ywDciiBWVYE?t=4004>

The handling of copyrights must be in accordance with Japanese copyright law.
Please note that the FAIR USE provisions of Section 107 of the U.S. Copyright Act do not apply in Japan.

English version of the Operational Guidelines for Article 35 of the Japanese Copyright Act

<https://sartras.or.jp/en>

However, the English version of these guidelines has not undergone legal checks.

著作権の「基本」

著作権の「基本」



著作者に敬意を表し、
著作権を尊重する。



他者の著作物をコピーしたり、インターネットで送信受信する場合は、
著作権者の許諾を得る。

「（その都度）許諾を得る」が基本原則

これは「**ダメ**」、これは「**いい**」ではなく「**許諾を得る**」が基本。
たとえば、授業とみなされない教授会、FD・SD、オープンキャンパスの模擬授業での利用（コピー等）の場合、著作権者とコミュニケーションをとり、許諾を得ればよい。

「あなたの作品に大変感銘を受けました。
ぜひ、岐阜聖徳学園大学の職員を対象としたSD研修会で配布させていただきたいのですが、お認めいただけますでしょうか？」



ご連絡ありがとうございます。気に入ってくれてとてもうれしく思います。
どのくらいの量を何名くらいの方に配布されますか？
もし100部以上の場合は、著作権使用料として●●円ほど頂戴させていただいております。

学校の授業の場合「例外規定」

学校の授業では、必要と認められる限度内で、著作権者に**無断**で、他者の著作物を**コピー**したり、インターネットで送信（**公衆送信**）したりできる。

→著作権法第35条

※権利者側から見ると「権利（の行使）を制限される法規定」＝**権利制限規定**

※ただし、民法91条等の規定により、法よりも契約が優先される任意法規性問題（**オーバーライド問題**）がある。

In school classes, students may copy other people's works or transmit them on the Internet without permission of the copyright holder, to the extent deemed necessary.

— Japanese Copyright Act, Article 35

第35条でいう許諾不要の公衆送信

- 第35条の場合、公衆送信≠公開（**一般公開することではない**）
- **インターネット**等を使って、**授業目的**で、著作物の一部、または全部を、**教師一担当する児童生徒・学生間で送受信**したりする行為（クラウド・サーバ、電子メール、LMS、ファックス等）
- 厳密には、同僚教員間の教材（著作物を含む）の公衆送信は著作権者の許諾が必要（ただし、教材制作に関与した教員間では許諾不要）
- なお、学校内に設置され、学校内からしかアクセスできないサーバへのネットワークを通じた著作物保存は公衆送信ではない。単なるコピーである。

補償金制度とは

授業目的 公衆送信「補償金」

- 教育機関の設置者が年に1回、一括して包括的な著作権使用料金である「**補償金**」を支払う。
- 幼稚園幼児一人当たり年額60円、小学生120円、中学生180円、高校生420円、短大や大学生720円
- 何度、公衆送信しても、支払い**金額に増減はない**。
- 小学校低学年では、一切公衆送信は行わない場合は、小学校高学年（の児童数分）のみ支払えばよい。
- 一切公衆送信を行わない、著作物を利用する場合、必ず「引用」とする場合などは、補償金を支払わなくともよい。
- 学校の設置者が個別契約した特定の著作権者の著作物しか利用しない場合などでも、補償金を支払わなくともよい。

As long as Shotoku Gakuen group pays a "compensation fee," which is a blanket licensing fee, we can distribute our work to students via the Internet without permission from the copyright holder.

公衆送信を伴う授業の4態様

公衆送信を伴う授業の
4つのスタイル

無許諾・有料
(補償金)

オンデマンド型（非同期） 教室授業

オンデマンド型（非同期） 在宅授業

スタジオ型リアルタイム在宅授業

無許諾・無料

サテライト型 遠隔合同授業

公衆送信を伴う授業の 4つのスタイル

A オンデマンド型（異時）の授業目的公衆送信

A1 遠隔授業

- ・自宅等での予習復習と自宅等での好きな時間でのオンライン学習

無許諾有償（補償金）

A2 教室対面授業

- ・教室対面授業中のLMSやクラウド・サーバ等の利用，電子メール等での著作物の送受信

無許諾有償（補償金）

B リアルタイム型（同時）の授業目的公衆送信

B1 スタジオ型遠隔授業

- ・指導者の面前に学習者がいない状態で，リアルタイム映像通信等で学習
- ・学習者同士のグループ映像通信による学習

無許諾有償（補償金）

B2 サテライト型遠隔合同授業

- ・指導者の面前に学習者がいる教室授業を遠隔の教室や自宅等に同時中継
- ・学校間中継交流授業

無許諾無償

オンデマンド型教室

オンデマンド型（非同期型）教室授業

オンライン予習復習と教室授業での公衆送信



【大学教室授業】



③ 予習で作成したスライドを大学のPC等で表示

公衆送信

公に伝達

④ グループで発表・話し合い

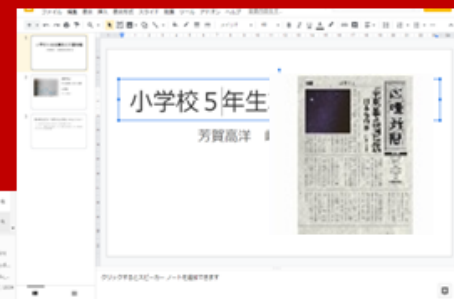
自動公衆送信



複製



公衆送信



クラウド・サービス

【自宅での予習】
① 新聞記事をスマホ撮影
② 写真をクラウド・サービスのスライドにアップロード

オンデマンド型在宅

オンデマンド型（非同期型）在宅授業

- 教師があらかじめ用意しておいた授業ビデオや教材を、児童生徒学生が好きなときにネットを通じてダウンロードするなどして学習する。

※このスタイルは、著作権者が比較的「厳格」（シビア）

オンデマンド型 在宅オンライン授業

公衆送信
公に伝達

③履修者が
動画を視聴
して学習

自動公衆送信



公衆送信

②教員が
動画をアッ
プロード

複製

①教員が俳句の
学修用ビデオを制作



Copyright holders often take a strict attitude toward the use of copyrighted works in this teaching style.

スタジオ型在宅

スタジオ型リアルタイム在宅授業

- 誰もいない教室で教員が行う授業を在宅の児童生徒学生にリアルタイム配信するスタジオ型オンライン授業

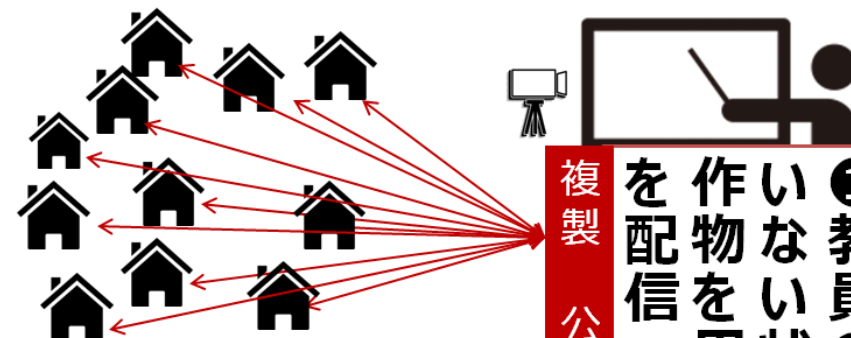
※このスタイルは、著作権者が比較的「寛大」

スタジオ型（同期型）在宅オンライン授業



複製/公衆送信
公に伝達

④在宅学生
同士のグルー
プ・オンライン
学修



②多数の履修者が各自宅
PC等でリアルタイムで同時
に受講

③履修者と教員間の双方
向のやりとり

複製
公衆送信
公に伝達

①教員の面前に学生がいない状態で他者の著作物を用いながら講義を配信・質疑応答

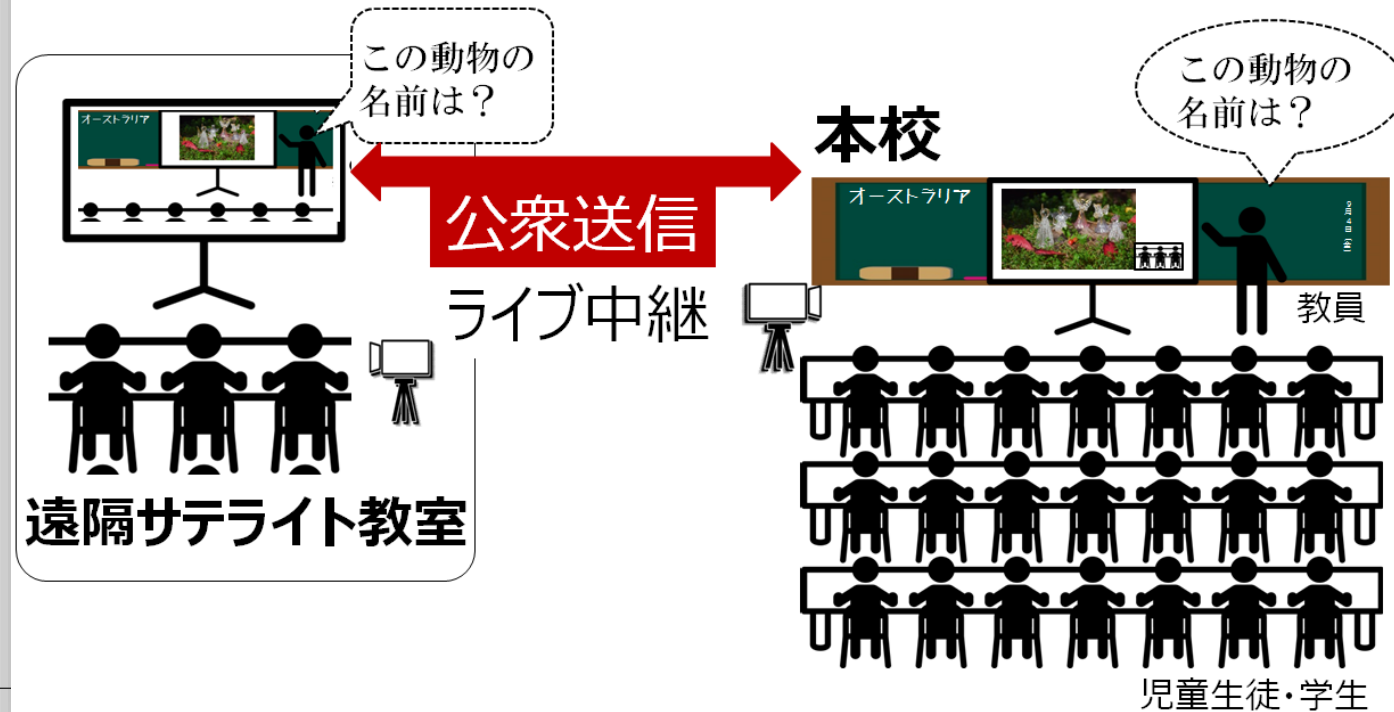
Copyright holders are often generous in their attitude toward the use of copyrighted works in this teaching style.

サテライト型合同授業

サテライト型遠隔合同授業

- 本校の教員の面前に児童生徒学生がいる授業の様子を、分校（サテライト）にリアルタイム中継する遠隔合同授業（**補償金支払い不要**）

サテライト教室とのリアルタイム遠隔合同授業



公衆送信を伴う公に伝達

◎ たとえば、教室でインターネットで受信装置を用いてYouTubeにアクセスし、スクリーンに投影して映像を上映（公の伝達）する。

インターネット接続

公衆送信

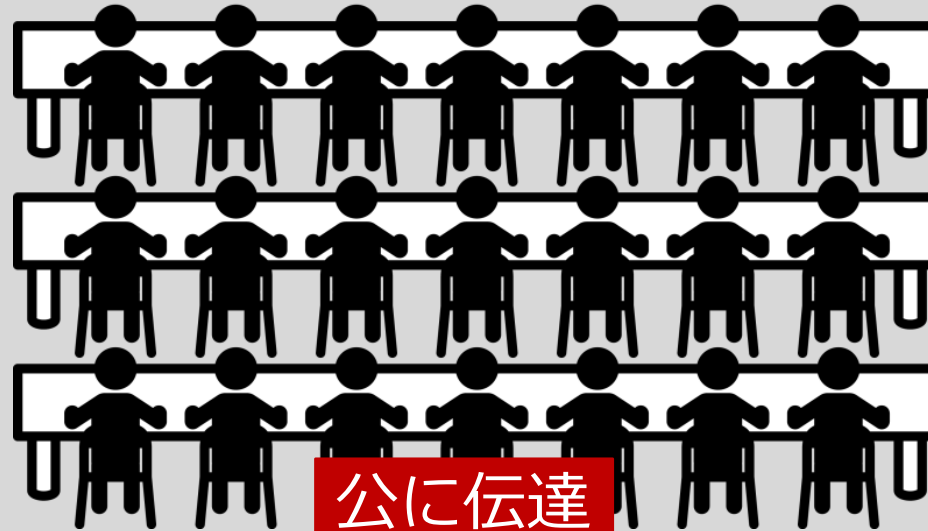
プロジェクタ
スクリーン

先生



YouTubeなどを表示

参考になる映像が
YouTubeにあるので
見てみよう。



公に伝達

児童生徒学生

MOOC、OCWは許諾が必要

著作権法第35条の範囲外 > 別途、許諾が必要

- 現時点では、大学設置基準等に明記されておらず、法的根拠に乏しい。
- 規模が大きくなる（海外では10万人レベルがざら）ため、別途契約をしたいという権利者が多数
- 現状では、大学の広報のようなイメージで日本の学校の正規の「授業」と認められにくい。

When using copyrighted materials in MOOCs and OCWs, **permission from the copyright holder is required.**

Of course, if the use satisfies the requirements for "citation," the permission of the copyright holder is not required.

第35条運用指針

2018年5月25日 著作権法第35条改正・公布
2020年4月28日 同第35条・施行

非営利の教育機関での「授業」では、
教育を担当するもの、授業を受けるものは、
「必要と認められる限度内」で、
かつ、「権利者等の利益を不当に害さない」利用であれば、
著作権者に「無許諾」で、授業目的の「コピー」、
授業目的の「公衆送信」、公衆送信を伴う「公の伝達」を行うこ
とができる。
ただし、授業目的の公衆送信については、
教育機関の設置者が「補償金」を支払わなければならない。

しかし、第35条は解釈の余地が多い

- 学校の授業であっても「なんでもあり」ではない

- ✓ 必要と認められる限度、権利者等の利益を不当に害さない範囲

- 法律の条文は、様々な解釈が可能

- ✓ 人によって解釈が異なる

We allow photocopying to the extent that it is deemed necessary for the class.

We need to be careful not to unfairly harm the interests of copyright holders.

- 権原（法的根拠）がない場面や態様も想定される

- ✓ たとえば、大学の「部活動」や「サークル」は授業とみなせるか？

- ✓ FD研修会における「授業検討会」は授業の過程とみなせるか？

そこで、第35条の「運用指針」が必要

- 権利者と利用者（学校関係者）が話し合い
- どの程度の利用が第35条の範囲内か
- 「申し合わせ（共通理解）」を策定

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

改正著作権法第35条運用指針
（令和3（2021）年度版）

We have developed guidelines that indicate which situations in a university's educational activities require or do not require the permission of the copyright holder.

2020年12月24日公表

「運用指針」の見方・考え方

- 運用指針は、法律ではない。
- 運用指針に異論のある権利者もいるかもしれない。
- 運用指針は「最終的な結論」や「唯一の答え」ではない（最終的には司法判断）。

運用指針は「この通りに利用すれば何も考えなくとも安心」と捉えるのは危険。著作物の利用について、授業づくり、教材づくりをする上で、著作権を意識するためのヒントとして、著作物利用に関する問い合わせがあった際にも「説明」できるようにしておくための判断材料と捉えてほしい。

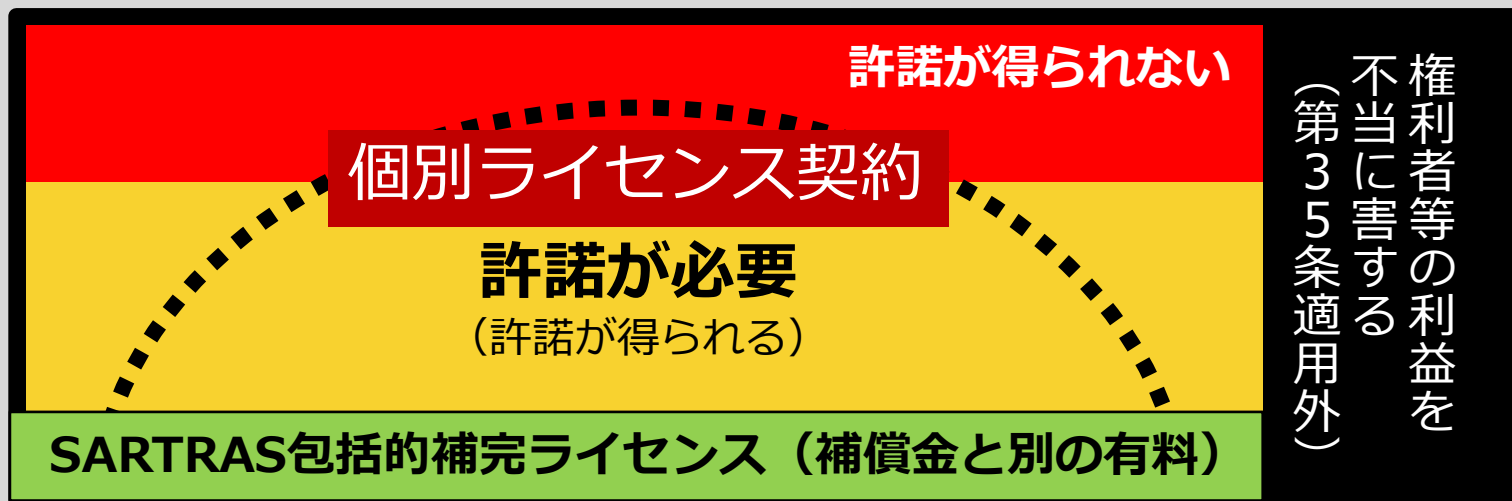
「運用指針」の見方・考え方

- 運用指針は、今後も追記改訂される。だが、典型事例等は、すべて網羅はできない（無限にある）。
- 初中等は、たった40例程度の典型事例を出すのに数か月話し合いを行った。
- 高等教育は、時間切れで、典型事例は出せなかった。また、やや難解な論説となっている。
- ぜひ、この運用指針を題材にして話し合ったりするなどして、積極的に教員研修等を行っていただきたい。
- ひいては、教育関係者に、著作権について、**当事者**として「主体的・対話的」に「考えてほしい」。

著作権法第35条の適用範囲内外の模式図

要許諾

許諾不要



第35条（許諾不要・無料/有料）

授業目的の著作物の全部利用
授業目的の著作物の部分利用
第32条 引用（要件を満たす）

許諾の要不要の判断が難しい
グレーゾーン（運用指針に掲載なし）

必要と認められる限度

私的複製・非営利の上映等（許諾不要）

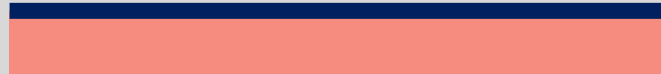
芳賀、2021年3月15日作成

要許諾/許諾不要を「仕分け」ポイント

- ✓ 利用しようとする場面は「授業」かそうでないか？
- ✓ 対象は履修者限定か、一般公開か？
- ✓ 著作物の全部か、部分的か？
- ✓ （「引用」の要件を満たすか否か？）
- ✓ それらは「必要と認められる限度」か？
- ✓ そして、「権利者等の権利を不当に害さない」か？

「仕分け」ポイント解説 (運用指針の解説)

授業とは？



授業とは？

大学の部活動、サークル、行事は
「授業外」

初中等の部活動、行事は「授業」

地域住民等への
「公開講座」は「授業」

Openキャンパス、教授会、
FD、SD、保護者会等は
「授業外」

④「授業」

学校その他の教育機関の責任において、その管理下で教育を担当する者が学習者に対して実施する教育活動を指します。

該当する例	・講義、実習、演習、ゼミ等（名称は問わない） ・初等中等教育の特別活動（学級活動・ホームルーム活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他）や部活動、課外補習授業等 ・教育センター、教職員研修センターが行う教員に対する教育活動 ・教員の免許状更新講習 ・通信教育での面接授業¹、通信授業²、メディア授業³等 ・学校その他の教育機関が主催する公開講座（自らの事業として行うもの。収支予算の状況などに照らし、事業の規模等が相当程度になるものについては別途検討する） ・履修証明プログラム⁴ ・社会教育施設が主催する講座、講演会等（自らの事業として行うもの）
該当しない例	・入学志願者に対する学校説明会、オープンキャンパスでの模擬授業等 ・教職員会議 ・大学でのFD⁵、SD⁶として実施される、教職員を対象としたセミナーや情報提供 ・高等教育での課外活動（サークル活動等） ・自主的なボランティア活動（単位認定がされないもの） ・保護者会 ・学校その他の教育機関の施設で行われる自治会主催の講演会、PTA主催の親子向け講座等

※履修者等による予習、復習は「授業の過程」とする。

※次の①～③は、授業の過程での行為とする。

①送信された著作物の履修者等による複製

オープンキャンパスの「模擬授業」＝授業外

模擬授業の授業者が、本学の教員であっても、
模擬受講生が高校生や保護者であれば「授業」とみなされない。
そのため、模擬授業で著作物（が含まれる教材や資料等）を
コピーして配布したり、PCやスマホでダウンロードしたりする場合、
事前に著作権者の許諾が必要

<オープンキャンパスで逐一許諾を得るのが難しい場合は>

- 本学の教員が授業者で、かつ、学習者はその授業の履修者（大学生）で、
その授業風景を高校生や保護者が「参観」する場合には「授業」として認められる。
- 模擬授業では、著作物をコピー配布や公衆送信等しない。
- どうしても必要な場合は「引用」の範囲内とする。

教育を担当する者
授業を受ける者とは？

教育を担任する者と授業を受ける者

⑤「教育を担任する者」

授業を実際に行う人（以下、「教員等」という）を指します。

該当する例	・教諭、教授、講師等（名称、教員免許状の有無、常勤・非常勤などの雇用形態は問わない）
-------	--

※教員等の指示を受けて、事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形で複製や公衆送信を行う場合は、教員等の行為とする。

⑥「授業を受ける者」

教員等の学習支援を受けている人、または指導下にある人（以下、「履修者等」という）を指します。

該当する例	・名称や年齢を問わず、実際に学習する者（児童、生徒、学生、科目等履修生、受講者等）
-------	---

※履修者等の求めに応じて、事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形で複製や公衆送信を行う場合は、履修者等の行為とする。

必要と認められる限度

必要と認められる限度

「授業のために必要かどうか」は第一義的には授業担当者が判断するものであり、万一、紛争が生じた場合には授業担当者がその説明責任を負うこととなります（児童生徒、学生等による複製等についても、授業内で利用される限り授業の管理者が責任を負うと考えるべきです。）。その際、授業担当者の主観だけでその必要性を判断するのではなく、授業の内容や進め方等との関係においてその著作物を複製することの必要性を客観的に説明できる必要があります。例えば、授業では使用しないものの読んでおくで参考になる文献を紹介するのであれば、題号、著作者名、出版社等を示せば足るにもかかわらず、全文を複製・公衆送信するようなことについて、必要性があると説明することは困難です。また、大学の場合、教員が学生に対して、受講に当たり教科書や参考図書として学生各自が学修用に用意しておくよう指示した書籍に掲載された著作物の複製・公衆送信も、一般的には「必要と認められる限度」には含まれないと考えられます。

「必要と認められる限度」は授業の内容や進め方等の実態によって異なるため、ある授業科目で当該授業の担当教員がある著作物を複製・公衆送信等を行っており、別の授業科目で他の教員が同様の種類の著作物を同様の分量・方法で複製等をしたとしても、実際の授業の展開によっては、一方は「必要と認められる限度」に含まれ、他方がそれに含まれないということも理論的にはあり得ます。したがって、外形だけで判断するのではなく、個々の授業の実態に応じて許諾が必要か不要かを判断する必要があります。

冒頭の文章が、教員に厳しすぎるのではないかと（重く感じる）

学生が授業で使った著作物をネットで公開して損害賠償を請求されたり、補導されたりしたら、授業担当者が責任をとられるのではないかと？

しかし、これはそういうことではなく、その著作物が授業で本当に必要かを、**教員が当事者として主体的に考えてほしい**ということ、また、**普段の「授業づくり」や「教材研究」においても、客観的にその必要性を考えてほしい**、ということです。

授業とまったく無関係の映画の全編をコピーしてクラスで視聴させるような授業では、その必要性は認められないでしょう。

著作物の種類によって
全部か、部分的かわ変わる

基本的な考え方

■著作物の種類■

- 著作物の種類によって、そもそもこの規定を適用することが適切ではないものがあります。例えばコンピュータのプログラミングの授業を行うために市販のアプリケーションソフトを複製して学生に提供したり公衆送信したりすることは、プログラムの著作物という種類に照らして著作権者の利益を不当に害する可能性が高いと考えられます。もっとも、ソースコードを書面にプリントアウトしたりその書面を公衆送信したりするような場合であれば、アプリケーションソフトの市場での流通を阻害するとは言えないと考えられます。
- この規定により著作権者等の許諾を得ずに著作物を複製又は公衆送信する場合、複製又は公衆送信できる分量については、「授業において必要と認められる限度において」と定められています。市場での流通を阻害するような利用が著作権者等の利益を不当に害することとなりかねないことを考えると、著作物の種類によっては著作物の全体が利用できるのか、部分の利用に限られるのかが異なることもあります。このことについてどの著作物の種類が全部の利用ができるか、あるいはそうでないかを網羅的・限定的に示すことは困難ですが、例を挙げながらその考え方を示します。
まず、短文の言語の著作物などの場合、表現形式によっては一つの著作物の全体の利用をせざるを得ないことや、また、主に鑑賞を目的とした絵画や写

著作物の種類によって無許諾でできる範囲が異なる

授業であっても、写真、俳句、長くない文章、絵画やイラスト、新聞記事などは、授業目的であれば**著作物の全部を無許諾で**コピーしたり公衆送信したりできる場合が多いが、ソフトウェアや映画、音楽、書籍などの「全部を」コピー・公衆送信する場合、**許諾を得る必要がある可能性が高い。**

また、論文の著作物の場合、小部分の利用にとどまる場合ばかりではなく、全文を通読する必要がある授業もあり、その論文が市場に流通していないような場合には、一つの論文の全部を複製又は公衆送信しても、著作権者等の利益を不当に害することとなる可能性は低いと考えられます。

なお、この項でいう「複製又は公衆送信」は、授業に供する著作物を単体で利用する場合について述べたものであり、授業風景や解説の中継映像や動画の中で影像の一部として、又は背景的にこれらの著作物が利用されている場合（専ら著作物等自体を提供するような行為にならない場合）は、著作物の種類に関わらず、著作物の全部が複製又は公衆送信されていても著作権者等の利益を不当に害する可能性は低いと考えられます。

○厳密には「著作物の種類」という観点での区別ではありませんが、著作物の種類とも関連して著作物が提供されている状況や著作物を入手する環境によって、授業の目的で著作物の全部を複製することが、著作権者等の利益を不当に害することになったり、そうでなかったりすることもあります。以下はそのような観点から考え方を説明します。

- 一つのコンテンツの中に複数の著作物が含まれている場合、コンテンツと著作物の相互関係によって著作権者等の利益を不当に害するかどうかの分量が異なることもあり得ます。例えば、放送から録画した映画や番組であれば、通常、全部を複製することは著作権者等の利益を不当に害する可能性が高いので、そのうちの必要な一部分にとどめて複製することが考えられます。その一部分に音楽や言語の著作物等が素材として含まれていた場合、その一部

雑誌や図書として市場に流通している「学術論文」の場合、一般書籍と同様に、論文の「全部」ではなく、部分的な利用（引用と同程度）であれば無許諾での利用が可能。

放送された番組を全部録画することと、その録画をさらにコピーしたり、公衆送信したりすることは別。必要な部分のコピーや公衆送信

・専門性の高い論文集などで編集物として流通しているもののの中に素材として掲載されている論文等の著作物を授業で利用する場合、元々の編集物が想定していない読者対象における利用であれば、その素材の論文等の全部の複製等をしてしても著作権者等の利益を不当に害することとなる可能性は低いと考えられる場合もあります。

ただ、編集物が想定している読者対象の範囲はその編集物によって異なり、学術分野が学際化していることもあって明確に区分することは難しいため、

専門性の高さゆえに発行部数が少ない専門出版物の場合には、それに掲載された論文等の全部の複製等をするには特に配慮が必要です。

また、定期刊行物に掲載された論文等の場合、想定している読者対象の需要を満たすことを考えると、発行後相当期間を経過していないものについては、その素材の論文等の全部の複製等をするには著作権者等の利益を不当に害することとなる可能性は高くなると考えられます（ただし、編集物が当初想定している読者のニーズを満たすための期間（賞味期間のようなもの）

は、その分野や内容によって一様ではないので、「発行後相当期間が経過した」と言っても、例えば図書館実務としてのコピーサービスで行われているように「次号が発行されれば過去のものに掲載された個々の論文等の複製等について許諾を得る必要がない」と単純に考えるのは適切ではありません。

専門雑誌などの場合は、最新号が発行されてからも、過去のものも並行して入手可能なように流通させているものがあります。店頭に並んでいるからということだけで、出版社が想定している読者対象の需要が残っているかどうかを教員や学生に判断できるかは難しい点もありますが、結局のところ、担当教員が複製等をして学生に提供することにより、市場での流通に影響を与える可能性があるかどうかを、学生にとっての入手の容易性も考慮しながら個別に判断せざるを得ません。）。

著作物の入手のしやすさ（困難さ）がポイント。市場に出ている＝入手がしやすい＝著作権者等の利益を不当に害する可能性が高くなる。

専門書に掲載された論文等の全部をコピーする場合や学術雑誌など、定期刊行物に掲載された論文の場合、雑誌発行後まもない場合は、「全部」のコピーは著作権者の許諾を得たほうが無難

以上のことを踏まえると、論文等を全部複製することについては、当面は、
①当該論文が市場に流通していないこと、②論文集などの編集物に収録されている他の論文が授業とは関係ないものであること、③定期刊行物に掲載された論文等の場合、発行後相当期間を経過していることといった基準で著作権者等の利益を不当に害しない範囲を判断することが適当と考えられます。

- ・著作権者等の利益を不当に害しないようにするためには、まず教育機関における著作権に関する意識の啓発が必要ですが、それと同時に教育関係者がその著作物を一般的な手段で入手することができるかどうかの一つのカギになります。容易に入手できる場合には、それを全部複製することは著作権者等の利益を不当に害する可能性が高くなり、逆に入手困難な場合には、その可能性が低くなることになります。この場合、入手の困難性の判断基準としては、従来であればその著作物（出版物）が絶版となっているかどうかの一つの分かりやすい目安とされていましたが、電子書籍の普及によって絶版になる可能性は低くなり、サブスクリプションや電子図書館その他の様々なサービスで利用可能になっている場合があります。ICTを活用した教育活動の展開や学生自身の学修の充実のためには、そのような選択肢が拡大することは望ましいといえます。もしコンテンツの新たな提供方法の開発により、学生自身の費用負担も少なく容易に論文全部の入手ができるような環境がで

著作物単体で入手困難である論文等については、全部をコピーしても不当に害する可能性が低い

大学の教員のみなさんは、学会や研究会を運営するときに発行する論文集が売れなくなる（学会運営費の収支に影響がある）ような「利用」とはどのようなものを想像するとよいでしょう。

著作物の全部を利用できる
可能性が高い著作物

高等教育

(全部を複製又は公衆送信しても著作権者等の利益を不当に害することとはならない可能性が高い例)

- 俳句、短歌、詩等の独立した短文の言語の著作物
- 新聞に掲載された記事等の言語の著作物
- 雑誌等の定期刊行物で発行後相当期間を経過したものに掲載された記事等の言語の著作物
- 上記に関わらず、論文の著作物であって専門書、論文集等に掲載されたものについては、授業の目的に照らして全文が必要と認められる場合であって、出版物全体に占める当該論文等の分量、当該出版物の流通の状況や当初の出版時に想定された読者対象かどうか、その出版物が出版後相当期間を経過しているか、入手が容易であるかなどを勘案して、個々の履修者が購入することが必ずしも合理的ではない場合
- 主に鑑賞を目的とする写真、絵画（イラスト、版画等を含む。）、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- マークなどにより、事前の個別許諾手続きを不要とする著作権者の意思表示（条件が明示されているものを含む。）がなされた上で、又はそのような取り扱いがルール化された環境で提供されている著作物

初中等教育

＜全部を複製又は公衆送信しても著作権者等の利益を不当に害することとはならない可能性が高い例（授業に必要と認められる限度内であることを充足することが前提）＞

●採択された教科書中の著作物の利用

※「個々の作品（文章作品や写真・イラスト等）の他に、発行した出版社等による著作物も含まれる。

※採択された教科書の代替として使用される学習者用デジタル教科書の契約内の利用についても同様。

- 俳句、短歌、詩等の短文の言語の著作物
- 新聞に掲載された記事等の言語の著作物
- 写真、絵画（イラスト、版画等を含む。）、彫刻その他の美術の著作物、及び地図

著作物の全部の複製、公衆送信が無許諾で可能例

採択された教科書の著作物については、初中等限定（大学等では一般書籍と同じ扱い）

俳句、短歌等

新聞記事、写真、絵画、地図等

著作物の用途によって 許諾の有無が変わる

■著作物の用途■

○その著作物がどのような目的で作成され、市場でどのように供給されているかによって、著作権者等の利益を不当に害することもあります。

例えば、学部の授業の内容がある資格試験と関連がある場合に、主として当該資格試験を受験しようとする者に向けて販売されている問題集を、授業の過程で演習問題として学生に解かせるために複製又は公衆送信するようなことは、当該著作物の本来の流通を阻害することになります。

○授業の履修に当たり、学生が手許に持っている教科書に掲載されているグラフ等の図版を授業の過程でスクリーンに投影して説明するために複製するような場合であれば、本来教科書の複製は、特にそれを学生に提供する場合に、授業の過程といっても著作権者等の利益を不当に害する可能性が高いと考える必要がありますが、これはその教科書に掲載されている個々の著作物をスクリーンに投影するために複製する中間的な行為に過ぎないので、教科

全員購入することが前提の問題集等は、教師がコピーして配布するには許諾が必要となる可能性がある（許諾は得られないことが多い）。

※忘れた学生に問題集の一部を渡すような場合には、許諾は不要と思われる。

利用数（コピー数等）

■複製の部数・公衆送信の受信者の数■

○複製部数や公衆送信の受信者の数が、授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の数を超えるような場合は、そもそも「授業のために必要と認められる限度」を超えており認められませんし、併せて著作権者等の利益を不当に害する可能性が高いと考えられます。なお、授業の性質によって指導スタイルは多様であり、履修登録者数も時期によって増減があるため、人数の基準を数値で示すことは困難ですが、一般的には、少人数の規模でも多人数の規模でも、その授業のクラスサイズの単位を超えているかどうかで判断されます。

○番組を録画したものの一部を授業の中で再生して視聴させる場合、一般的には、教員のメインの機械から大型ディスプレイに投影したり、個々の学生が開いているPCのモニターに投影したりすれば足りるでしょう。したがって、学生にその録画物によって何らかの操作をさせたりするような特別な学修形態でない限り、学生の人数分の複製物を作成して配付するようなことは著作権者等の利益を不当に害する可能性が高いと考えられます。

コピーや公衆送信の部数や数＝履修者数

※FDの研究授業参観等の場合は、同一の著作物を参観教員等に配布することは必要と認められる限度内と考えられる。

公衆送信の態様

■複製・公衆送信・伝達の態様■

- 「複製の態様」に照らして著作権者等の利益を不当に害する場合の例としては、そのために仮に全部の複製が認められるようなケースであっても、市販あるいは長期間保存できるように製本するような態様で複製することが考えられます。
デジタルであるかアナログであるかは問いませんが、その複製物を単体で（教材の用途を越えて）他の利用に供することができるような場合には、著作権者等の利益を不当に害することとなる可能性が高いと考えられます。
- 「公衆送信の態様」に照らして著作権者等の利益を不当に害する場合の例としては、LMSで学生の履修状況を管理するのではなく、ホームページなどオープンなネットワーク環境で履修者以外にも誰でも受信できるような態様で公衆送信することが考えられます。アクセスするためのIDとパスワードで管理することも一つの方法ですが、授業の過程で利用することを実質的にコントロールできているかどうか重要です。
- 「伝達の態様」に照らして著作権者等の利益を不当に害する場合の例としては、この規定が授業の過程での利用に係る制限規定であることを考慮すると、授業の履修者以外の者にも見せるような態様で伝達することが考えられます。

▲公衆≠公開

- 授業目的公衆送信の「公衆」は、「世間一般に広く公開すること」ではない。インターネットを使った学生教師間の学習情報としての著作物の送信受信の範囲内である。
- 大学が著作物をコピーして、附属学校に送信するような行為には原則として権利者の許諾が必要となるだろう。
- 大学ホームページやYouTubeチャンネルなどに、著作物がメインでうつった授業動画を「公開」するような際には、事前に許諾を得る必要がある（単なる映り込みは無許諾）。

権利者等の利益を
不当に害するとは

<著作権者の利益を不当に害する可能性が高い例>

- 文書作成ソフト、表計算ソフト、PDF 編集ソフトなどのアプリケーションソフトを授業の中で使用するために複製すること
- 授業の中ではそのものを扱わないが、学生が読んでおいた方が参考になると思われる文献を全部複製して提供すること
- 授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の合計数を明らかに超える数を対象として複製や公衆送信を行うこと
- 授業の中で回ごとに同じ著作物の異なる部分を利用することで、結果としてその授業での利用量が小部分ではなくなること
- 授業を行う上で、教員等や履修者等が通常購入し、提供の契約をし、又は貸与を受けて利用する教科書や、一人一人が演習のために直接記入する問題集等の資料（教員等が履修者等に対して購入を指示したものを含む。）に掲載された著作物について、それらが掲載されている資料の購入等の代替となるような態様で複製や公衆送信を行うこと（ただし、履修者全員が購入していることが確認されている場合であって、問題の解説等を行う目的で付加的に複製等を行うことは許容される余地がある。）
- 美術、写真等であって、必要と認められる範囲で全部の利用が認められている著作物を、市販の商品の売上に影響を与えるような品質で複製したり製本したりして提供すること
- 授業のために利用するかどうか明確でないまま素材集を作成するような目的で、組織的に著作物をサーバへストック（データベース化）すること
- MOOCs（大規模公開オンライン講義、誰でもアクセスできる）のような態様で、著作物を用いた教材を公衆送信すること

▲少しずつコピーして最終的に全部コピーするような行為は「不当に害する」

150ページの小説を、1回の授業で10ページずつコピーして配布し、15回の授業で150ページコピーするような行為は事前に許諾が必要である（許諾はおりない可能性が高い）

問題集等は、が購入していても、教師がコピーして配布するには許諾が必要である可能性がある（許諾は得られないことが多い）。

※全員が購入している場合、解説等のための付加的複製は無許諾で複製できると思われる。

※購入した学生が自宅で自分用にコピーすることは認められる。

美術、写真等を多数集めてカタログのように製本するなどして配布すること、著作物を組織的に保存しておいてデータベース化すること等も、許諾を得られない可能性が高い。

MOOCのような態様は許諾が必要

⑨－３ その他

① 著作物レンタルや、デジタルサービス（デジタル教材、データベース、ワークシート、フォトサービス等）、コンテンツ配信契約、有料放送、有料音楽配信等のうち、教育利用であるか否かに関わらず複製、公衆送信して利用することが禁止されていることを定めている契約を、それぞれのサービスを提供する者との間締結した場合において、当該契約により入手した著作物を利用すること。

② コピーやアクセスの制限をかけられた著作物の複製又は公衆送信利用。

例) B l u - r a y D i s c / DVDなどの映画の著作物等

上記２項目については、本フォーラム内に著作権関係有識者専門ワーキング・グループを設置し、検討している。

※本運用指針記載の例で、すべてを網羅しているわけではありません。本運用指針の見直しにあわせて今後、学校等における典型的な利用例を追加していきます。

事前のご質問と、私の見解

あくまで、芳賀個人の見解ですので「正解」ではありません。
著作権者によっては、全然違う、と思う人もいます。
後日、SARTRASにも確認し、異なる見解が示される可能性もありますのでご了承ください。

別途エクセルシートで解説

典型事例の紹介

ただし、初中等事例

典型事例の基本構文

何を、どの場面で、（誰がした）、どのような行為か

A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例

■ 複製 ■

<教室での授業>

1. 教科書※1に掲載されているエッセイの全部を 授業で 教員が 板書する。
2. 単行本に掲載されているエッセイの小部分を 授業で 教員が 板書する。
3. 新聞に掲載されている写真と記事を コピーした授業用の プレゼンテーション資料を作成する。
4. 3. で作成した資料を、事務補助員に依頼し 印刷する。
5. 3. で作成した資料を、授業参観で生徒と参観した保護者に 配布するために印刷する。
6. テレビの報道番組を録画し、その一部を授業で視聴する。

※1 教科書は利用している地域や学校（学科・コース別の場合もあり）で採択され児童・生徒全員が所有している教科書を示します。採択されていない教科書は、一般の書籍等と同じ扱いになります。

<教室外での授業>

7. 旅行ガイドブックの一部を 修学旅行中の児童生徒に 配布するために宿泊施設でコピーする。

<教員研修>

8. 新聞に掲載されている写真と記事を コピーした研修資料を 指導主事が印刷して教育センター主催の研修で配布する。

A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例

■ 公衆送信 ■

<リアルタイム遠隔合同授業>

1. 板書したエッセイの小部分を、インターネットを使った**2校の遠隔合同授業で同時中継**（送信）し、大型画面に表示する。
2. 1. において配布する**資料を授業中に送信**する。
3. **対面授業の様子**を、インターネットを使って、**生徒の自宅に同時送信**する。
4. 修学旅行の事前学習として、修学旅行先の**現地の学校**と、新聞記事や写真、テレビ番組の映像等を用いながらネットミーティングシステムで**リアルタイムの遠隔交流授業**を行う。

B) 許諾不要でよいが補償金の支払いが必要と考えられる例

■ 公衆送信 ■

< 公衆送信（教室内学習） >

1. 教科書※1に掲載されているスキット（寸劇）を、教師が肉声で録音し、児童・生徒のみがアクセス可能なクラウド・サーバ（以下同じ）にアップロードする。
2. 教科書等の出版物から図版や文章を抜き出してプレゼンテーションソフトにまとめ、対面での授業中にクラウド・サーバを通じて児童のタブレット端末に送信する。
3. 全国各地での取り組みを紹介した複数の新聞記事をプレゼンテーションソフトにまとめてクラウド・サーバにアップロードする。
4. 授業で利用する教科書や新聞記事などの著作物を用いた教材を学習できるようにクラウド・サーバにアップロードする。

B) 許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例

<オンデマンド型公衆送信（教室外学習）※2>

5. **反転授業**のための予習（事前学習）の資料として、教科書の著作物や絵画、写真などを**クラウド・サーバにアップロード**する。

6. 修学旅行で訪ねる文化施設についての**説明の必要な部分をタブレットPCから参照**できるようにするため、**クラウド・サーバにアップロード**する。

7. 教員が**教科書を使った授業動画**を収録し、**クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴**できるような方式で配信する。

※2 オンデマンド型とは、学習者の注文（要求）に応じて学習資源を提供する方法。

B) 許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例

■ 公衆送信 ■

<リアルタイム・スタジオ型公衆送信（教室外学習）※3>

8. 幼稚園や保育所で、普段対面で行っている**絵本の読みきかせ**を、臨時休園中に、同じ教員と園児間の**在宅オンライン授業**として行う。

9. 児童生徒がいない場の教員が、自宅等にいる児童生徒と**ネットミーティングシステム**を使い、写真や教科書等の文章、新聞記事やウェブページ等を使った**オンライン授業**を行う。

10. **DVDに録画したテレビ番組**を授業に**必要な範囲**で、教員のパソコンで再生し、**生徒のタブレット端末へストリーミング配信**する。

11. **在宅の園児**に音楽に合わせて踊る踊りを教えるために**インターネットを用いて楽曲の全部**を**ストリーミング配信**する。

※3リアルタイム・スタジオ型とは、教員の面前に児童生徒がいない場所から児童生徒の自宅などに学習資源（映像・音声等）をリアルタイムで配信するオンライン授業の態様。

C) 著作権者の許諾が必要だと考えられる例

(必要と認められる限度を超える、著作権者の利益を不当に害する等)

■ 複製 ■

教員が撮影した写真ではありません。

1. 教員が日本各地の祭りを撮影した写真集の中から写真を数十枚選んで紙にカラーコピーして簡易製本し、社会科の授業で複数年にわたって使える教材にする。
2. 教員が算数のドリルを児童には購入させず、学校や教員が持っている算数ドリルの中から児童に配付するために問題を紙にコピーする。
3. 小説の一部を授業の都度、生徒に配付するために紙にコピーした結果、学期末には小説の多くの部分をコピーする。
4. 授業に必要な範囲を超えて映像や音楽の全編をコンピュータに保存する。

C) 著作権者の許諾が必要だと考えられる例

■ 公衆送信 ■

1. 教員が同一の**画集の中から多くの作品**を選んでスキャンして電子ファイルにして**クラウド・サーバにアップロード**し、美術の授業で生徒が個々に配備されたタブレットでダウンロードする。
2. 教員が**漢字ドリル**を児童には購入させず、**学校や教員が持っている漢字ドリルをスキャン**して、児童に宿題としてメールで送信する。
3. 教員が授業と直接関係ないものも含めて**多数の小説をアップロード**する。
4. 教員が出版物の一部を、授業の都度、スキャンして生徒に予習の教材として**複数回、電子ファイルでメール送信**し、その結果、その**出版物の多くの部分を送信**する。
5. **絵本の読みきかせ動画を、クラウド・サーバにアップロード**し、園児児童生徒が自宅からいつでも視聴できるようにする。
6. 様々な分野に関する**TV番組**を授業で自由に使えるようにするため、継続的に録画し、クラウド・サーバにアップロードして**蓄積し、ライブラリ化**しておく。
7. 授業に必要な範囲を超えて、**映像や音楽の全編を学校の教員や児童生徒がいつでもダウンロード視聴**できるようにしておく。
8. 教師が、**紙の教科書の全ページ又は大部分**をスキャンし、**PDF版デジタル教科書を作成**して児童生徒に配信する。
9. 学校のホームページ等に、**パスワードをかけず**に、教科書等を解説する授業映像を教師がアップロードし、児童生徒以外の誰でも見られる状態にしておく。

補足Ⅰ

大学の授業では「引用」の要件を満たす著作物利用で事足りることも多い <引用=合法的な無断転載のこと>

ただし、以下の「引用の要件」を満たす必要がある

- (1) 引用できる著作物が「公表されている」こと
- (2) 自分の著作物と他者の著作物の「区別」がつくこと
- (3) 他者の著作物がメインにならないこと（主従関係）
- (4) 引用する必要性や関連性があること
- (5) 改変しない（同一性保持）
- (6) 出所（出典）を示すこと

補足2 出所（出典）の明記

無許諾無償、または無許諾有料の利用であっても
出典を明記してほしい。

たとえば、授業で他の同僚の先生が作った教材を利用した場合でも、また、許諾の有無にかかわらず「出所（出典）」を明記してほしい。

【例】本研究授業の学習活動案、および、使用教材の出典

1. 岐阜聖子、『はっぴょうしょう—第2学年国語科学習活動案—2020年度光秀小学校研究紀要』、光秀小学校研究推進部、2021年1月29日
2. 厩戸皇子・蘇我入鹿・小野妹子、『デジタル・シティズンシップ教育の実践：一人1台時代の善き使い手をめざす学び』、飛鳥遣隋出版、2020年12月18日

▲回収すればいいわけではない

職員会議で新聞記事をコピーして職員に配布しても、後で回収すればいいわけではない。こうした行為はむしろ「証拠隠滅」である。

▲イラストなどの場合は©マークをつければよいわけではない

イラストなどをコピーして利用する場合、

「COPYRIGHT©2021- Takahiro Haga ALL RIGHTS RESERVED」と書けばよい、というのは誤り。

これだけだと、許諾を得たことにも、出典にもならない。

▲市販CD音楽（楽曲音源）を卒業記念映像DVDのBGMとする場合、音楽著作権管理団体（JASRAC等）だけに申請すればよいわけではない

この場合、音楽著作権管理団体だけではなく、**著作隣接権者（レコード会社等）**の許諾が必要となる。

補足4 教員間の教材の共同利用等

- また、**現在のところ**、大学の同じ分野（専修等）の**同僚教員**であっても、他者の著作物を含む教材を**共有（共同利用）**する場合は、**著作権者の許諾が必要**。
- ただし、たとえば、教材を複数の同僚教員で「**共同制作（制作に関与）**」した場合（関与の度合いは問わない）、それら関与した教員がコピーしたり、公衆送信利用する場合は**許諾が不要**と考えられる。
- 法律上、退職したり、担当から外れたりした先生が作られた教材に著作物が含まれる場合、それを新しい担当の教員が利用する場合は、**著作権者の許諾が必要**

今後、補償金とは別途のS A R T R A Sの補完的包括ライセンスが検討されている（確定はしていない）